

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和7年3月26日

水 曜 日

号 外(6)

目次

人事委員会規則

○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	1
○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	13

規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月26日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第17号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第15条第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至つた場合

第4条中「提示」の次に「又は第15条第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第6条中「新幹線鉄道等」を「条例第10条の6第4項に規定する新幹線鉄道等（以下、「新幹線鉄道等」という。）」に改める。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「次項において」を「次項及び第 8 条の 3 第 2 号において」に改める。

第8条の3第1号中「(同項第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額(以下

「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。)」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては)」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては)」に改める。

第10条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に、「とする」を「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)とする」に改める。

第11条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第10条の6第4項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。))と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。))とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第12条を削る。

第13条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「新幹線鉄道等に」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に」に改め、同条第 3 項前段中「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額」を「特別料金等相当額（第16条第 4 項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、同項後段中「同項第 1 号」を「同項第 1 号及び第 2 号」に、「「価額」とあるのは「価額の 2 分の 1 に相当する額」と、同項第 2 号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」を「同項第 2 号中「運賃等」」に、「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する」を「特別料金等」に改め、同条を第12条とする。

第14条を削る。

第15条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第13条とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第10条の 6 第 5 項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前 2 号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第16条中「人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、当該

適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者」を「次に掲げる職員」に、「とする」を「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第14条とする。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（職員以外の地方公務員、国家公務員、その業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有すると人事委員会が認める法人に使用されるもの又はこれらとの均衡を考慮してこれらの者に準ずると人事委員会が認めるものから人事交流等により給料表の適用をうける職員となつた者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の日の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた者

- (2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第17条各号列記以外の部分中「とする」を「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする」に改め、同条第1号中「次に掲げる事由が生じた職員」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号。第18条第1項第3号及び第19条第2項第2号において「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定による派遣又は公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第52号）第2条第1項の規定による派遣（第18条第1項第3号及び第19条第2項第2号において「公益的法人等派遣」という。）から職務に復帰した職員」に、「、当該事由の発生」を「、当該復帰に伴い、当該復帰」に、「当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居」を「特定住居」に改め、「でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「（当該事由の発生」を「（当該復帰」に、「通常の通勤の経路及び方法による場

合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、同号アからウまでを削り、同条第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「当該住居」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

(4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第19条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

第17条に次の 1 項を加え、同条を第15条とする。

2 前項第 1 号及び第 2 号において「特定住居」とは、同項第 1 号に規定する復帰又は同項第 2 号に規定する転居（以下この項において「復帰等」という。）の日以後に転居する場合における当該復帰等の日以後の転居の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの
 - ア 当該復帰等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
 - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第18条から第21条までを次のように改める。

（支給日等）

第18条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）

又は同項に定める期間（以下この条、第18条第2項第2号及び第21条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の条例第5条第2項に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日にあたるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その

異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その月の給料の支給日に支給するものとする。

- 4 条例第10条の6第7項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第10条の6第2項第2号に定める額（第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第10条の6第3項に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第18条第2項において「1箇月あたりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（支給の始期及び終期）

- 第18条の2** 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第10条の6第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 企業職員から引き続き職員となつた者で、職員となる直前に富山県企業局企業職員給与規程（昭和41年富山県電気局管理規程第14号）に基づく通勤手当を受けていた者のうち、職員となつた日の普通交通機関等に係る通勤経路又は通勤方法とその前日の通勤経路又は通勤方法とが同一の者の通勤手当の支給は、前項の規定にかかわらず、職員となる直前の富山県企業局企業職員給与規程に基づく通勤

手当の支給単位期間に係る最後の月の翌月から開始するものとする。

- 3 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第1項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（返納の事由及び額等）

第18条の3 条例第10条の6第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当

（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第10条の6第1項の職員たる要件を欠くに至った場合（引き続き企業職員となつた場合を除く。）
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更（企業職員から引き続き職員となり、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合を含む。）し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号、次条第2項第1号及び第2号において「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、県職員及び県費負担教職員の分限に関する条例（昭和26年富山県条例第47号。次条第2項第2号において「分限条例」という。）第2条第1項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。次条第2項第2号において「教特法」という。）第26条第1項に規定する大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次条第2項第2号において「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣をされ、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第20条第2項において「休職等となつた場合」という。）

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 条例第10条の 6 第 8 項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1 箇月あたりの通勤手当算出基礎額が 150,000円以下であつた場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に 1 箇月あたりの通勤手当算出基礎額が 150,000 円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（人事委員会が定める場合にあつては、当該額に人事委員会が定める額を加算した額）（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1 箇月あたりの通勤手当算出基礎額が 150,000円を超えていた場合
150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

3 条例第10条の 6 第 8 項の規定により職員に前 2 項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第18条の 4 条例第10条の 6 第 9 項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行

されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1 箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第1号から第4号までに掲げる事由にあつては、前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- (1) 法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること
- (2) 分限条例第2条第1項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教特法第26条第1項に規定する大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、公益的法人等派遣をされ、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること
- (5) その他人事委員会の定める事由が生ずること

第19条 支給単位期間は、第17条第1項若しくは第2項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第3項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において休職等となつた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。
- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第20条 条例第10条の6第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（事後の確認）

第21条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第10条の6第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

第22条を第23条とし、第21条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の4を第19条とし、第18条の3を第18条とし、第18条の2を第17条とし、第18条を第16条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年富山県条例第23号）第1条の規定による改正前の条例（以下この項において「改正前の条

例」という。)第10条の6第2項第1号に規定する1月当たりの運賃等相当額(この規則による改正前の通勤手当に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等(改正前の規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。))を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。)、同項第2号に規定する額(改正前の規則第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。)、改正前の条例第10条の6第3項に規定する額及び改正前の条例第10条の6第4項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間(同条第8項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。))の月数で除して得た額(2以上の新幹線鉄道等(同条第4項に規定する新幹線鉄道等をいう。))を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第2号において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。))の合計額150,000円を超えている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第19条に規定する支給単位期間等をいう。))に係るものに限る。))については、なお従前の例による。

(1) 普通交通機関等及び改正前の条例第10条の6第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当(改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が55,000円を超える場合のものに限る。)

(2) 改正前の条例第10条の6第4項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額(1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。)を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。

- (1) 前項第 1 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から 55,000 円を減じて得た額
- (2) 前項第 2 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の 1 箇月当たりの特別料金等相当額から当該 1 箇月当たりの特別料金等相当額の 2 分の 1 に相当する額（その額が 20,000 円を超える場合にあっては、20,000 円）を減じて得た額

（権衡職員等に関する経過措置）

- 4 この規則による改正後の規則（次項及び附則第 6 項において「改正後の規則」という。）第 13 条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 5 改正後の規則第 14 条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。
- 6 改正後の規則第 15 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となつた者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

（人委・企画・任用課）

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

富山県人事委員会

委 員 長 川 合 哲

富山県人事委員会規則第 18 号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成 18 年富山県人事委員会規則第 266 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び第 3 項」を削る。

第 5 条第 1 項中「人事委員会規則で定める者は、次の各号の一に該当する者とする。」を「人事委員会で定めるやむを得ない事情は、第 2 条に規定するやむを得な

い事情とする。」に改め、同項第1号から第3号までを削り、同条第2項を削り、同条第3項第1号中「次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年富山県条例第1号）第2条第1項の規定による派遣又は公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第52号）第2条第1項の規定による派遣から職務への復帰（以下「当該復帰」という。）」に改め、同号アからウまでを削り、同項第7号中「職員以外の地方公務員若しくは第5条第1項に掲げる者から人事交流等により引き続き職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員」に、「事由発生」を「当該復帰」に改め、「事由発生に伴い」の次に「、「第2条」とあるのを「前項」と」を加え、同項を第2項とする。

第7条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条第1項中「ならない」の次に「。前条第3項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第9条第1項中「欠くに至った日」の次に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（人委・企画・任用課）